

# 農業土木工事等における設計書作成要領

## 新旧対照表

平成20月11日19日 事調第854号農政部長通知の一部改正

(積算基準日 令和2年3月1日以降適用)

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>設計書作成要領</b></p> <p>目 的 【省略】</p> <p>I 請負工事編</p> <p>1 用語の定義及び構成 【省略】</p> <p>2 設計書の編さん順序について 【省略】</p> <p>3 発注用設計書原本の作成について 【省略】</p> <p>4 工事用設計書原本の作成について 支出負担行為担当者が工事を請負に付するため、予定価格を定める際の根拠とする資料であり、工事用設計書・仕様書・図面・見積り参考資料からなる。</p> <p>4-1 工事用設計書 (1) 工事用設計書 工事用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>1) ～9) 【省略】</p> <p>10) 工事別鏡 工事別鏡は、当該工事の主な概要を一覧にする。</p> <p>イ 工事名、工事・積算・積算体系・工種・工種体系区分、工事工種体系年番号、<u>契約保証費</u>、前払金支出割合、冬期補正、公社割引補正、冬期対象期間補正、施工地域区分、<u>週休2日補正</u>、軽油免税区分、<u>共通仮設費率補正</u>、<u>工事箇所分割数</u>、<u>熱中症対策補正</u>、工事価格内訳を記載する。</p> <p>ロ 工事価格内訳の諸経費等（対象金額に率を乗じて算出した金額）は、千円止め（千円未満切捨て）とし、そのうち一般管理費等については調整後の金額を記載する。</p> <p>11)～13) 【省略】</p> <p>(2) 数量調書 【省略】</p> <p>4-2 仕様書 【省略】</p> <p>4-3 図面 【省略】</p> <p>4-4 見積り参考資料 【省略】</p> <p>4-5 作成部数 【省略】</p> <p>4-6 個人情報等に関する取扱い 【省略】</p> <p>5 公示用設計書の作成について 公示用設計書は、発注者が入札参加者に示すものであり、契約の条件となる仕様書・図面と契約の条件とならない見積り参考資料からなる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>設計書作成要領</b></p> <p>目 的 【省略】</p> <p>I 請負工事編</p> <p>1 用語の定義及び構成 【省略】</p> <p>2 設計書の編さん順序について 【省略】</p> <p>3 発注用設計書原本の作成について 【省略】</p> <p>4 工事用設計書原本の作成について 支出負担行為担当者が工事を請負に付するため、予定価格を定める際の根拠とする資料であり、工事用設計書・仕様書・図面・見積り参考資料からなる。</p> <p>4-1 工事用設計書 (1) 工事用設計書 工事用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>1) ～9) 【省略】</p> <p>10) 工事別鏡 工事別鏡は、当該工事の主な概要を一覧にする。</p> <p>イ 工事名、工事・積算・積算体系・工種・工種体系区分、工事工種体系年番号、<u>                    </u>、前払金支出割合、冬期補正、公社割引補正、冬期対象期間補正、施工地域区分、<u>                    </u>、軽油免税区分、<u>                    </u>、<u>                    </u>、<u>                    </u>、工事価格内訳を記載する。</p> <p>ロ 工事価格内訳の諸経費等（対象金額に率を乗じて算出した金額）は、千円止め（千円未満切捨て）とし、そのうち一般管理費等については調整後の金額を記載する。</p> <p>11)～13) 【省略】</p> <p>(2) 数量調書 【省略】</p> <p>4-2 仕様書 【省略】</p> <p>4-3 図面 【省略】</p> <p>4-4 見積り参考資料 【省略】</p> <p>4-5 作成部数 【省略】</p> <p>4-6 個人情報等に関する取扱い 【省略】</p> <p>5 公示用設計書の作成について 公示用設計書は、発注者が入札参加者に示すものであり、契約の条件となる仕様書・図面と契約の条件とならない見積り参考資料からなる。</p>	<p>字句の追加 (工事別鏡の表示内容と整合)</p>

改 正	現 行	備 考
<p>5-1 仕様書  (1) 農業土木工事仕様書・特記仕様書  本要領 I 4-2 (1) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p> <p>5-2 図 面  (1) 工事数量総括表  本要領 I 4-3 (1) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。  (2) 設計図  本要領 I 4-3 (2) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p> <p>5-3 見積り参考資料  (1) 見積り参考資料  本要領 I 4-4 (1) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。  (2) 参考図  本要領 I 4-4 (2) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。  (3) その他  1) 工事(委託)費内訳書  本要領 I 4-4 (3) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p> <p>5-4 <b>入札参加者用データ作成</b>  公示用設計書は、入札参加者用 (<u>電子閲覧用</u>) として<u>データ1式</u>を作成する。</p> <p>6 公表用設計書の作成について 【省略】</p> <p>7 設計変更について  7-1 設計変更の定義 【省略】  7-2 設計変更の取扱い 【省略】  7-3 設計変更に係る通知文 【省略】  7-4 変更発注者用設計書原本 【省略】  7-5 変更工事用設計書原本 【省略】</p> <p>7-6 変更公示用設計書  (1) 変更仕様書  変更仕様書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。  1) 表紙  本要領 I 7-5 (3) 1) により作成した<u>電子データ</u>。  2) 総則  本要領 I 7-5 (3) 2) により作成した<u>電子データ</u>。  3) 仕様書  本要領 I 7-5 (3) 3) により作成した<u>電子データ</u>。</p>	<p>5-1 仕様書  (1) 農業土木工事仕様書・特記仕様書  本要領 I 4-2 (1) により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>5-2 図 面  (1) 工事数量総括表  本要領 I 4-3 (1) により作成した<u>ものの写し</u>。  (2) 設計図  本要領 I 4-3 (2) により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>5-3 見積り参考資料  (1) 見積り参考資料  本要領 I 4-4 (1) により作成した<u>ものの写し</u>。  (2) 参考図  本要領 I 4-4 (2) により作成した<u>ものの写し</u>。  (3) その他  1) 工事(委託)費内訳書  本要領 I 4-4 (3) により作成した<u>もの</u>。</p> <p>5-4 <b>作成部数</b>  公示用設計書は、入札参加者用 (<u>閲覧用、貸出用</u>) として<u>2部</u>を作成する。</p> <p>6 公表用設計書の作成について 【省略】</p> <p>7 設計変更について  7-1 設計変更の定義 【省略】  7-2 設計変更の取扱い 【省略】  7-3 設計変更に係る通知文 【省略】  7-4 変更発注者用設計書原本 【省略】  7-5 変更工事用設計書原本 【省略】</p> <p>7-6 変更公示用設計書  (1) 変更仕様書  変更仕様書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。  1) 表紙  本要領 I 7-5 (3) 1) により作成した<u>ものの写し</u>。  2) 総則  本要領 I 7-5 (3) 2) により作成した<u>ものの写し</u>。  3) 仕様書  本要領 I 7-5 (3) 3) により作成した<u>ものの写し</u>。</p>	<p>字句の改正 (紙閲覧を廃止)</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正・追加</p> <p>字句の改正 (紙提出を廃止)</p> <p>字句の改正</p>

改 正	現 行	備 考
<p>4) その他 本要領 I 7-5 (3) 4)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>5) 位置図 本要領 I 7-5 (3) 5)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>6) 図面目録 本要領 I 7-5 (3) 6)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>(2) 変更図面 変更図面の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>1) 工事数量総括表 本要領 I 7-5 (4) 1)により作成したものの<u>電子データ</u>。</p> <p>2) 設計図 本要領 I 7-5 (4) 2)により作成したものの<u>電子データ</u>。</p> <p>(3) <u>受注者用データ作成</u> 変更公示用設計書は、受注者用として<u>電子データ1式</u>を作成する。</p> <p>7-7 変更公表用設計書 【省略】</p> <p>7-8 軽微な設計変更の場合の変更設計書の取扱い 【省略】</p> <p>8 設計書の編さん順序 【省略】</p> <p>9 設計書の数量数値 【省略】</p> <p>II 調査測量設計編</p> <p>1 用語の定義及び構成 【省略】</p> <p>2 設計書の編さん順序について 【省略】</p> <p>3 発注者用設計書原本の作成について 【省略】</p> <p>4 委託用設計書原本の作成について 【省略】</p> <p>5 公示用設計書の作成について 公示用設計書は、発注者が入札参加者に示すものであり、契約の条件となる仕様書・図面等と契約の条件とならない見積り参考資料からなる。</p> <p>5-1 仕様書 (1) 調査測量設計業務仕様書・特記仕様書 本要領 II 4-2 (1)により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p>	<p>4) その他 本要領 I 7-5 (3) 4)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>5) 位置図 本要領 I 7-5 (3) 5)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>6) 図面目録 本要領 I 7-5 (3) 6)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>(2) 変更図面 変更図面の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>1) 工事数量総括表 本要領 I 7-5 (4) 1)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>2) 設計図 本要領 I 7-5 (4) 2)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>(3) <u>作成部数</u> 変更公示用設計書は、受注者用として<u>1部</u>を作成する。</p> <p>7-7 変更公表用設計書 【省略】</p> <p>7-8 軽微な設計変更の場合の変更設計書の取扱い 【省略】</p> <p>8 設計書の編さん順序 【省略】</p> <p>9 設計書の数量数値 【省略】</p> <p>II 調査測量設計編</p> <p>1 用語の定義及び構成 【省略】</p> <p>2 設計書の編さん順序について 【省略】</p> <p>3 発注者用設計書原本の作成について 【省略】</p> <p>4 委託用設計書原本の作成について 【省略】</p> <p>5 公示用設計書の作成について 公示用設計書は、発注者が入札参加者に示すものであり、契約の条件となる仕様書・図面等と契約の条件とならない見積り参考資料からなる。</p> <p>5-1 仕様書 (1) 調査測量設計業務仕様書・特記仕様書 本要領 II 4-2 (1)により作成した<u>ものの写し</u>。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正・追加</p> <p>字句の改正 (紙閲覧の廃止)</p>

改 正	現 行	備 考
<p>5-2 図面等</p> <p>(1) 業務数量総括表 本要領Ⅱ 4-3 (1) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p> <p>(2) 図面 本要領Ⅱ 4-2 (2) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p> <p>(3) 資料 本要領Ⅱ 4-2 (3) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p> <p>5-3 見積り参考資料</p> <p>(1) 見積り参考資料 本要領Ⅱ 4-4 (1) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p> <p>(2) その他 本要領Ⅱ 4-4 (2) により作成した<u>電子閲覧用データ</u>。</p> <p>5-4 <b>入札参加者用データ作成</b> 公示用設計書は、入札参加者用 (<u>電子閲覧用</u>) として<u>データ1式</u>を作成する。</p> <p>6 公表用設計書の作成について 【省略】</p> <p>7 設計変更について</p> <p>7-1 設計変更の定義 【省略】</p> <p>7-2 設計変更の取扱い 【省略】</p> <p>7-3 設計変更に係る通知文 【省略】</p> <p>7-4 変更発注者用設計書原本 【省略】</p> <p>7-5 変更委託用設計書原本 【省略】</p> <p>7-6 変更公示用設計書</p> <p>(1) 変更仕様書 変更仕様書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>1) 表紙 本要領Ⅱ 7-5 (3) 1)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>2) 総則 本要領Ⅱ 7-5 (3) 2)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>3) 仕様書 本要領Ⅱ 7-5 (3) 3)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>4) その他 本要領Ⅱ 7-5 (3) 4)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>5) 位置図 本要領Ⅱ 7-5 (3) 5)により作成した<u>電子データ</u>。</p>	<p>5-2 図面等</p> <p>(1) 業務数量総括表 本要領Ⅱ 4-3 (1) により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>(2) 図面 本要領Ⅱ 4-2 (2) により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>(3) 資料 本要領Ⅱ 4-2 (3) により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>5-3 見積り参考資料</p> <p>(1) 見積り参考資料 本要領Ⅱ 4-4 (1) により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>(2) その他 本要領Ⅱ 4-4 (2) により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>5-4 <b>作成部数</b> 公示用設計書は、入札参加者用 (<u>閲覧用、貸出用</u>) として<u>2部</u>を作成する。</p> <p>6 公表用設計書の作成について 【省略】</p> <p>7 設計変更について</p> <p>7-1 設計変更の定義 【省略】</p> <p>7-2 設計変更の取扱い 【省略】</p> <p>7-3 設計変更に係る通知文 【省略】</p> <p>7-4 変更発注者用設計書原本 【省略】</p> <p>7-5 変更委託用設計書原本 【省略】</p> <p>7-6 変更公示用設計書</p> <p>(1) 変更仕様書 変更仕様書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>1) 表紙 本要領Ⅱ 7-5 (3) 1)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>2) 総則 本要領Ⅱ 7-5 (3) 2)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>3) 仕様書 本要領Ⅱ 7-5 (3) 3)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>4) その他 本要領Ⅱ 7-5 (3) 4)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>5) 位置図 本要領Ⅱ 7-5 (3) 5)により作成した<u>ものの写し</u>。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正・追加</p> <p>字句の改正 (紙提出の廃止)</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

改 正	現 行	備 考
<p>6) 成果品目録  本要領Ⅱ 7-5 (3) 6)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>(2) 変更図面等  変更図面等の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>1) 業務数量総括表  本要領Ⅱ 7-5 (4) 1)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>2) 図面  本要領Ⅱ 7-5 (4) 2)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>3) 資料  本要領Ⅱ 7-5 (4) 3)により作成した<u>電子データ</u>。</p> <p>(3) <u>受注者用データ作成</u>  変更公示用設計書は、受注者用として<u>電子データ1式</u>を作成する。</p> <p>7-7 変更公表用設計書 【省略】</p> <p>7-8 軽微な設計変更の場合の変更設計書の取扱い 【省略】</p> <p>8 設計書の編さん順序 【省略】</p> <p>9 設計書の数量数値 【省略】</p>	<p>6) 成果品目録  本要領Ⅱ 7-5 (3) 6)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>(2) 変更図面等  変更図面等の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p>1) 業務数量総括表  本要領Ⅱ 7-5 (4) 1)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>2) 図面  本要領Ⅱ 7-5 (4) 2)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>3) 資料  本要領Ⅱ 7-5 (4) 3)により作成した<u>ものの写し</u>。</p> <p>(3) <u>作成部数</u>  変更公示用設計書は、受注者用として<u>1部</u>を作成する。</p> <p>7-7 変更公表用設計書 【省略】</p> <p>7-8 軽微な設計変更の場合の変更設計書の取扱い 【省略】</p> <p>8 設計書の編さん順序 【省略】</p> <p>9 設計書の数量数値 【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正・追加</p>